



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *46 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- *47 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (")..... 4
- *48 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 8
- *49 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 11
- *50 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 11
- *51 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 12
- *52 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 13

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(附則第14項の12及び第15項の2関係)

2 施行期日

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第45号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

◇ 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域における事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税の特別措置を拡充するとともに、所要の改正を行いました。(第1条~第7条、附則第4項及び別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

再選挙に関する公費負担の特例を定めるとともに、公職選挙法の一部改正に伴い、和歌山県議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成について公費負担の対象とするほか、所要の改正を行いました。(第1条、第2条、第5条の2、第5条の4及び第9条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成31年3月1日から施行します。

◇ 和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第1条、第15条及び第16条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

高等学校の授業料の減免に関する事務において個人番号を利用することができることとするともに、所要の改正を行うこととしました。（別表第1関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

本人確認情報の利用に係る教育委員会の事務に高等学校の授業料の減免に関する事務を加えるとともに、所要の改正を行うこととしました。（別表第2関係）

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の認定の申請に対する審査及び仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査の手数料の額を定めるとともに、所要の改正を行いました。（別表第3第13項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第46号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

附 則

14の12 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第147条第1号イに規定する消費効率(以下この項から附則第14項の13の4までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(附則第14項の13の2及び附則第14項の13の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項から附則第14項の13の3までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 略
表 略

15の2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項から附則第17項の13までにおいて同じ。)を受けるものの取得(附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項から附則第17項の5まで及び附則第17項の14において「エネルギー消費効率」という。)が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この項及び附則第17項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項にお

附 則

14の12 次に掲げる自動車に対する第61条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 略

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定する消費効率(以下この項から附則第14項の13の4までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(附則第14項の13の2及び附則第14項の13の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項から附則第14項の13の3までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 略
表 略

15の2 次に掲げる自動車で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。次項から附則第17項の13までにおいて同じ。)を受けるものの取得(附則第17項の6から第17項の13までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第46条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から附則第17項の5までにおいて同じ。)

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項から附則第17項の5まで及び附則第17項の14において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この項及び附則第17項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この項、附則第15項の4、附則第15項の6、附則第16項及び附則第17項にお

| | |
|---|---|
| いて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。 イ 略 (2) 略 | 「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。 イ 略 (2) 略 |
|---|---|

附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第47号

和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成27年和歌山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する償却資産に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）を課さないこと又はこれらの県税に係る不均一の課税をすることについて定めるものとする。</p> <p>（事業税の課税免除）</p> <p>第2条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する償却資産に対して県が課する固定資産税（以下「県固定資産税」という。）に係る不均一の課税をすることについて定めるものとする。</p> <p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第2条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特</p> |

特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、所得又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）から次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額を控除する。

- (1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×（当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額／当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額）
 - (2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額×（当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数／当該軌道の新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数）
 - (3) 前2号以外の業種に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×（当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数／当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）
2. 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。
3. 第1項の規定は、個人にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年における事業に対する事業税に、法人にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日以後3年の間に終了する各事業年度における事業に対する事業税について適用する。

定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあっては1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。

第3条 前条の特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

- (1) 電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に

- (不動産取得税の課税免除又は不均一課税)
- 第3条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)(同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。次項において同じ。)に対しては、不動産取得税を課さない。
- 2 特別償却設備設置者(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第42条の16の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

- (県固定資産税の課税免除又は不均一課税)
- 第4条 特別償却設備設置者(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である償却資産(平成27年10月8日以後に取得したものに限る。次項において同じ。)に対して課する県固定資産税については、当該償却資産に対して新たに課することとなった年度以降3か年度分に限り、これを課さない。

- 課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額/当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額)
- (2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額×(当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数/当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数)
- (3) 前2号以外の業種に係る所得又は収入金額 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数/当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数)
- 2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

- (不動産取得税の不均一課税)
- 第4条 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(平成27年10月8日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第42条の16の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

- (県固定資産税の不均一課税)
- 第5条 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産(平成27年10月8日以後に取得したものに限る。以下この条において同じ。)に対して課する県固定資産税の税率は、当該償却資産に対して新たに課することとなった年度以降3か年度分に限り、県税条例第90条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。
- (1) 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率
- ア 初年度分(当該特別償却設備である償却資産に対して新たに県固定資産税を課することとなった年度) 100分の0.14
- イ 第2年度分(初年度の翌年度) 100分の0.35

- 2 特別償却設備設置者(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)について、当該特別償却設備である償却資産に対して課する県固定資産税の税率は、当該償却資産に対して新たに課することとなった年度以降3か年度分に限り、県税条例第90条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率とする。
- (1) 初年度分(当該特別償却設備である償却資産に対して新たに県固定資産税を課することとなった年度) 100分の0.14
 - (2) 第2年度分(初年度の翌年度) 100分の0.467
 - (3) 第3年度分(第2年度の翌年度) 100分の0.933

第5条・第6条 略

附 則

- 4 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

- ウ 第3年度分(第2年度の翌年度) 100分の0.70
- (2) 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率
 - ア 初年度分(当該特別償却設備である償却資産に対して新たに県固定資産税を課することとなった年度) 100分の0.14
 - イ 第2年度分(初年度の翌年度) 100分の0.467
 - ウ 第3年度分(第2年度の翌年度) 100分の0.933

第6条・第7条 略

附 則

- 4 平成27年10月8日から平成32年3月31日までの間における第4条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び附則第10項の3」と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

別表(第2条関係)

| 区分 | 税率 |
|---|---------------------------------------|
| 初年度分(当該特別償却設備を新たに事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得に対する事業税に係る年度) | 県税条例第39条又は第42条の2の7に規定する税率に2分の1を乗じて得た率 |
| 第2年度分(初年度の翌年度) | 県税条例第39条又は第42条の2の7に規定する税率に4分の3を乗じて得た率 |
| 第3年度分(第2年度の翌年度) | 県税条例第39条又は第42条の2の7に規定する税率に8分の7を乗じて得た率 |

(和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成28年和歌山県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
| | |

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする改正規定は、和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (平成30年和歌山県条例第47号。次項において「改正条例」という。)の公布の日から施行する。

(経過措置)
2 改正条例の公布の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例附則第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする改正規定は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)
2 平成31年10月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についてのこの条例による改正前の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例附則第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)
2 この条例による改正後の和歌山県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の規定は、この条例の施行の日 (以下この項において「施行日」という。) 以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第48号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (平成 6 年和歌山県条例第36号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|------------------------------------|
| <p>(再選挙に関する公費負担の特例) 第 9 条 略 2 <u>和歌山県知事の選挙の一部無効による再選挙に第 5 条の 2 及び第 5 条の 4 の規定を適用する場合には、第 5 条の 2 中「法第142条第 1 項第 3 号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号) 第132条の 4 第 1 項の表法第142条第 1 項第 2 号又は第 3 号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を</u></p> | <p>(再選挙の場合における読替え) 第 9 条 略</p> |

超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、第5条の4中「法第142条第1項第3号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

第2条 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(和歌山県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第5条の2 候補者は、第5条の4各号に掲げる区分に応じそれぞれ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数を超える場合には、それぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条の4 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号のビラ(和歌山県知事の選挙の場合に限る。以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(和歌山県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における候補者(以下この条、第4条、第5条、第6条及び第8条において「候補者」という。)は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第5条の2 和歌山県知事の選挙における候補者は、第5条の4各号に掲げる区分に応じ同条各号に定める金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条の4 県は、和歌山県知事の選挙における候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該</p> |

第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 略

(再選挙に関する公費負担の特例)

第9条 和歌山県議会議員の選挙の一部無効による再選挙に第5条の2、第5条の4、第6条及び前条の規定を適用する場合には、第5条の2中「法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数を超える場合には、それぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、第5条の4中「法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第132条の5第1項の表法第142条第1項第4号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」と、第6条及び前条の規定中「選挙区」とあるのは「選挙が行われる区域」とする。

2 和歌山県知事の選挙の一部無効による再選挙に第5条の2及び第5条の4の規定を適用する場合には、第5条の2中「法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数を超える場合には、それぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、第5条の4中「法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

候補者を通じて、法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、県委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、県委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ピラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ピラの作成を業とする者に対し支払う。

(1)・(2) 略

(再選挙に関する公費負担の特例)

第9条 和歌山県議会議員の選挙の一部無効による再選挙に第6条及び前条の規定を適用する場合には、これらの規定中「選挙区」とあるのは、「選挙が行われる区域」とする。

2 和歌山県知事の選挙の一部無効による再選挙に第5条の2及び第5条の4の規定を適用する場合には、第5条の2中「法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄に定める枚数」と、第5条の4中「法第142条第1項第3号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第132条の4第1項の表法第142条第1項第2号又は第3号のピラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後その期日を告示される和歌山県知事の選挙について適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された和歌山県知事の選挙については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後その期日を告示される和歌山県議会議員の選挙につ

いて適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を告示された和歌山県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第49号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条、<u>第43条第3項、第56条の2第1項及び第107条の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び日影時間の指定並びにこれらの制限に違反した者に対する罰則に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定の建築物の敷地に対する適用除外)</p> <p>第15条 <u>法第43条第2項各号のいずれかに該当する建築物又は法第86条第1項から第4項まで若しくは法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定若しくは許可を受けた建築物の敷地については、第6条、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は適用しない。</u></p> <p>(仮設建築物に対する適用除外)</p> <p>第16条 <u>法第85条第5項又は第6項の規定による許可を受けた仮設建築物については、第5条から第14条までの規定は、適用しない。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条、第40条、<u>第43条第2項、第56条の2第1項及び第107条の規定に基づき、災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、平均地盤面からの高さ及び日影時間の指定並びにこれらの制限に違反した者に対する罰則に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特定の建築物の敷地に対する適用除外)</p> <p>第15条 <u>法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた建築物又は法第86条第1項から第4項まで若しくは法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定若しくは許可を受けた建築物の敷地については、第6条、第8条、第9条、第12条及び第13条の規定は適用しない。</u></p> <p>(仮設建築物に対する適用除外)</p> <p>第16条 <u>法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物については、第5条から第14条までの規定は、適用しない。</u></p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第50号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年和歌山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|---|-------------|--|
| 別表第1（第4条関係） | | 別表第1（第4条関係） | |
| 機関 | 事務 | 機関 | 事務 |
| 1 略 | 略 | 1 略 | 略 |
| 2 教育委員会 | <p>(1) <u>特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p> <p>ア 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費</p> <p>イ 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第1項第1号に定める高等学校の授業料の同条例第3条の規定による減免に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p> | 2 教育委員会 | <p>(1) <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第51号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|-------------|----|-------------|----|
| 別表第2（第4条関係） | | 別表第2（第4条関係） | |
| 知事以外の執行機関 | 事務 | 知事以外の執行機関 | 事務 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|--|---|--|-------|--|--|---|--|--|-------|-------|--|---|--|-------|---|--|
| <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">教育委員会</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 4 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 (2) 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>5・6 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 7 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第1項第1号に定める高等学校の授業料の同条例第3条の規定による減免に関する事務であって規則で定めるもの </td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> | 教育委員会 | 1～3 略 | | 4 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 (2) 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費 | | 5・6 略 | | 7 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第1項第1号に定める高等学校の授業料の同条例第3条の規定による減免に関する事務であって規則で定めるもの | 略 | | <table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">教育委員会</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 4 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの </td> </tr> <tr> <td></td> <td>5・6 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> | 教育委員会 | 1～3 略 | | 4 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの | | 5・6 略 | 略 | |
| 教育委員会 | 1～3 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 特別支援教育就学奨励費（次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 県が設置する特別支援学校への幼児、児童又は生徒の就学に要する経費 (2) 県が設置する中学校への学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5・6 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第1項第1号に定める高等学校の授業料の同条例第3条の規定による減免に関する事務であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会 | 1～3 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5・6 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係） 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(7) 略 (8) 建築関係事務 ア～シ 略 <u>ス 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u> <u>セ 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に係る建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</u> ソ～キ 略 ク 法第85条第6項の規定に基づく仮設興 | 別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料（第2条関係） 1～12 略 13 土木関係事務 (1)～(7) 略 (8) 建築関係事務 ア～シ 略 ス 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築物の許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円 セ～カ 略 |

行場等の建築の許可の申請に対する審査
1 件につき 160,000 円

け 略
こ 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (既存建築物を除く。これにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては78,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては78,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

か 略
し 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (既存建築物を除く。しにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては220,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

す 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (同一敷地内建築物を除く。すにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては78,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては78,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

せ 法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (同一敷地内認定建築物を除く。せにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては220,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

そ 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (同一敷地内許可建築物を除く。そにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては220,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

た 備考
ろ 略

1~3 略
4 建築士法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関 (以下4において「指定登録機関」という。) が行う同法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、同項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、同法第10条の21第1項の規定により読み替えられた同法第5条第2項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、当該指定登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

5 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関 (以下5において「

き 略
く 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (既存建築物を除く。くにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては78,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては78,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

け 略
こ 法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による広い空地を有する一団地の建築物の特例許可の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (既存建築物を除く。こにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては220,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

さ 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (同一敷地内建築物を除く。さにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては78,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては78,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

し 法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (同一敷地内認定建築物を除く。しにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては220,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

す 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 1 件につき 建築物 (同一敷地内許可建築物を除く。すにおいて同じ。) の数が 1 である場合にあつては220,000円、建築物の数が 2 以上である場合にあつては220,000円に 1 を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

せ 備考
ろ 略

1~3 略
4 建築士法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関 (以下4において「指定登録機関」という。) が行う同法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、なに定める額の手数料を、同項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、にに定める額の手数料を、同法第10条の21第1項の規定により読み替えられた同法第5条第2項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、ぬに定める額の手数料を、当該指定登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

5 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関 (以下5において「

指定事務所登録機関」という。)が行う同法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者は、はに定める額の手数料を、同項の規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者は、ひに定める額の手数料を、同法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、ふに定める額の手数料を、当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

(9)～(15) 略

指定事務所登録機関」という。)が行う同法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者は、ねに定める額の手数料を、同項の規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者は、のに定める額の手数料を、同法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、はに定める額の手数料を、当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

(9)～(15) 略
 (16) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務
 ア 法第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業(同条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業をいう。)の登録(アにおいて「登録」という。)の申請に対する審査の手数料の額は、申請1件につき、次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(同条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。以下この号において同じ。)の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 | 金額 |
|---------------------|---------|
| 1戸のもの | 6,000円 |
| 2戸以上、5戸未満のもの | 7,000円 |
| 5戸以上、10戸未満のもの | 9,000円 |
| 10戸以上、20戸未満のもの | 10,000円 |
| 20戸以上、30戸未満のもの | 11,000円 |
| 30戸以上、40戸未満のもの | 12,000円 |
| 40戸以上、50戸未満のもの | 13,000円 |
| 50戸以上、100戸未満のもの | 15,000円 |
| 100戸以上のもの | 19,000円 |

備考 法第37条第1項の規定により指定登録機関(法第25条第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下この号において同じ。)が行う登録を受けようとする者は、当該登録の申請に対する審査の手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。

イ 法第12条第1項の規定に基づく法第9条第1項各号に掲げる事項の変更(同項第3号に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加を伴う変更を含むものに限る。イにおいて「登録事項の変更」という。)に係る届出に対する審査の手数料の額は、届出1件につき、次の表の左欄に掲げる増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

| 増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数 | 金額 |
|--|---------|
| 1 戸以上、5 戸未満のもの | 1,000円 |
| 5 戸以上、10 戸未満のもの | 3,000円 |
| 10 戸以上、20 戸未満のもの | 4,000円 |
| 20 戸以上、30 戸未満のもの | 5,000円 |
| 30 戸以上、40 戸未満のもの | 6,000円 |
| 40 戸以上、50 戸未満のもの | 7,000円 |
| 50 戸以上、100 戸未満のもの | 9,000円 |
| 100 戸以上のもの | 13,000円 |
| 備考 法第37条第1項の規定により指定登録機関に対して登録事項の変更に係る届出をしようとする者は、当該登録事項の変更に係る届出に対する審査の手数料を当該指定登録機関に納めなければならない。 | |

14～20 略

14～20 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。